

「経済財政運営と改革の基本方針2024 ～賃上げと投資がけん引する
成長型経済の実現～」 （令和6年6月21日閣議決定） （抄）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（5）地方行財政基盤の強化

各府省庁は、地方に係る制度の形式を計画にせざるを得ない場合、早期に地方六団体に説明を行う。既存計画について、地方公共団体の事務負担の軽減等を行い、毎年見直し状況を公表する。内閣府は、各府省庁からの事前相談に応じ必要な支援を行う。